## 令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	42									<u>府 省</u>	庁 名		国土交通	<b>通省</b>	
対象	税目	個人	人住民税	法人住	民税	事業税	不動産取得税	固定資產	産税	事業所税	その他	. (	)		
要望 項目名		緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための特例措置の延長													
要望[ (概 <del>]</del>		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下 地震緊急対策区域において、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設(護岸、岸壁、 物揚場)													
			(イ) 南 か (ロ) (-	を5年間、 第海トラフ	フ地震 全航路 の施記	防災対策 又は緊急 殳 5/6	)課税標準額を 6推進地域又は 9確保航路の区 6	首都直下					改良され /2	、その港	湾区域
関係	条文	# ? ī	也方税法 巻湾法第 第 第海トラ 首都直下	55 条の フ地震に 地震対策	付則第 2項、 8第 に係る 策特別	11 条第 第3項、 1 項及び 地震防災 措置法第	第5項及び第	関する特別	別措置	置法第3条	第1項				
減 <sup>」</sup> 見辺			初年度] 牧正増洞	【収額]	_ ( _	_ )	[ <del>Ÿ</del>	年度]	_	( ▲ 10.	31 )		(単·	位:百万	円)
要望	理由	役非常時(あの	副を果た 常災 にも に も を は た は た は た は た は た た た た た た た た た た	後の迅速 すことに に 船 い こ も 、 さ る 。 を き の 必 地 、 で の と り こ り こ り こ り る り っ し り っ り り り り り り り り り り り り り り り	こな 交時に 生 等り	。こうし を緊急に 送に活用 すること 規模地震 でいる中	受や災害復旧にたい た緊急物資輸 に確保するため 目される耐震強 で、緊急物資 で、緊急物質 して護 で、 関連の で で で が お き で が お き で と が お き で と が お き で と が お き で と が き ず し て だ に い き い き き い き か き か き か き か き か き か き か	送やエネルの の航路( 化岸壁や 輸送やエ り、国、 等の約4	ル緊石ネ 港分の	-物資輸送 住保航路) 製品の入出 デー物資輸 管理者等か は民有の	の確保の の指定 満荷施設 送の確 が総力を が施設が	Dため など に 実な が が が	り、一般海 を講路の 実施を可 ており、	事域におい きた。さ 機能を非 能にする。 害時の港 民有の護	いては、 らに港第 の で機能に に に に に に に に に に に に に に
		非常耐力	常災害時 震性の確 しかし、	行に損壊し 経保が課題 耐震改修	ン船舶 頃であ 多の実	交通にすり、耐湿 り、耐湿 施には多	:により、緊急 	それのあ 事業者に 要となる	るこう 促して こと <i>た</i>	うした民有 こいくこと いら、厳し	の護岸 が必要 い経営	等(i となっ 環境(	護岸、岸 っている。 の中、民	壁、物揚 。 間事業者	場)のは収益
							よる事業者への 幸の耐震化ガイ	/ドライン		作成・公表		有護			

	を情報提供したことに加え、特定技術基準対象施設である 126 施設に対して耐震状況を令和元年度末までに報告することを求め、耐震性の確保されていない施設の把握を進めてきたところ。本特例措置があることによって積極的に耐震改修の検討を行っているとの事業者の声もあり、耐震改修した施設の保有コストを低減するという本特例措置による耐震改修のインセンティブにより、事業者に特別特定技術基準対象施設の耐震改修の検討を促すことができている。したがって、本税制特例措置の延長が必要不可欠である。
本要望に 対応する 縮減案	
	ページ 42 — 2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保施策目標 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する 〇「国土強靱化基本計画」(平成30年12月14日閣議決定)において、「コンビナートに係る・・・護岸等の強化等の地震・津波対策・・・を着実に推進する必要がある」との記載あり。 〇「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和元年5月31日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」との記載あり。 〇「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」との記載あり。 〇「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」(平成18年3月31日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、・・・港湾・漁港の耐震性の強化を進める」との記載あり。						
	政策の 達成目標	○ 災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある航路に接続する港湾における、耐震強化岸壁及び石油桟橋に至る航路沿いの施設のうち、特に耐震性について現行の技術基準を満たしていない施設に対して、耐震化を実施するよう推進していく。						
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	〇 3年間(令和3年4月1日~令和6年3月31日)						
	同上の期間中 の達成目標	○ 現行の技術基準に適合していない施設の改修を促進する。						
	政策目標の 達成状況	〇 平成30年6月に「港湾における護岸等の耐震製調査・耐震改良のためのガイドライン」を作成・公表。 〇 港湾管理者を通じて、126施設に対し、護岸等の耐震性が現行の技術基準を満たしているか報告徴収により確認。						
	要望の措置の 適用見込み	○ 令和3年度:0件 令和4年度:2件 令和5年度:1件						
有効性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	○ 護岸等の耐震改修の実施には多額の資金が必要となることから、厳しい経営環境の中、民間事業者は収益に直接結びつかない護岸等の耐震改修になかなか踏み切れない状況である。本特例措置により、無利子貸付制度及び法人税の特例措置と併せて、護岸等の耐震改修や保有に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による耐震改修が促進される。 ○ 国土交通省では、平成 30 年6月に「護岸の耐震化ガイドライン」を作成・公表し、民有護岸の簡易な耐震診断手法を情報提供した。また、特定技術基準対象施設である 126 施設に対して、耐震状況を令和元年度末までに報告することを求めたところであり、現行の技術基準に適合していない施設の把握を進めてきたところ。このため、現在までに本税制の適用には至っていないものの、今後は改修が進むものと考えている。						
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	〇 港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特別措置(法人税)						
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul><li>○ 民間事業者の行う特別特定技術基準対象施設の耐震改良に対する無利子貸付制度(港湾法第55条の8)</li><li>令和3年度概算要求額 150百万円</li></ul>						
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<ul><li>○ 本特例措置は上記の無利子貸付を受ける者に対して適用されるものであり、両制度が一体となって特別特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に寄与するものである。</li><li>○ 無利子貸付制度は、民間事業者に対して改修の資金を供給することで、事業の成立性を高めるもの。本特例措置は、耐震改修した護岸等の保有に係るコストを低減することにより、耐震改修を促進するものである。</li></ul>						
	要望の措置の 妥当性	〇 本税制特例措置は、耐震改修した施設の保有コストを低減することで、民間事業者に対し 護岸等の耐震改修のインセンティブを与えるものであり、非常災害時の船舶の交通の確保を 図るために必要不可欠である。一方で、対象施設は、無利子貸付を受けて耐震改修を行う護 岸・岸壁・物揚場に限定しており、必要最小限の措置である。						
	ページ	42 — 3						

		年度	適用件数 (適用事業者数)	減収額				
		 平成 27 年度	0	0				
税負担軽減措	置等の	平成 28 年度	0	0				
適用実績	<b></b> ••••	平成 29 年度 O O						
		平成 30 年度 O O						
		令和元年度 O O						
					-			
「地方税に 税負担軽派 の適用状況 する報告語 おける適用	域措置等 兄等に関 書」に	① 適用総額の種類:課税標準(固定資産の価格) ② 適用実績(千円):平成28年度 O 平成29年度 O 平成30年度 O						
税負担軽減抗 用による効果 しての有効性	具 (手段と	O 本特例措置により、無利子貸付制度及び法人税の特例措置と併せて、護岸等の耐震改修や保有に係る費用負担が軽減されることから、民間事業者による耐震改修が促進される。						
前回要望時の達成目標	)	〇 耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路沿いの民有護岸等の耐震性を確保する。						
前回要望時か 達成度及び目 達していない 由	標に	O 民間事業者において、所有する施設の現行の技術基準に対する適合状況が十分に把握できていなかったこと、所有する施設の耐震性の点検診断にも時間を要したことにより、改修が進まなかった。						
これまでの要	是望経緯	平成 27 年度創設 平成 30 年度拡充・延長(一部港湾について課税標準 5 年間 2/3 から 5 年間 1/2 に拡充)						
	ページ		42 —	- 4				